

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋正義です。

去る十二日に行われました本委員会における新潟県中越地震、震災による教育関係施設の被害状況等の実情調査の成果に基づく質疑と歴史教科書問題について、中山大臣及び財務省に対してお尋ねをしたいというふうに考えているところです。

まず、中越地方でありましたけれども、今年は本当に例年になく多くの雪が降ったということで、まだまだ多くの雪が残っている、そんな新潟県長岡市、そして小千谷市であったわけですが、昨年秋の震災からのいわゆる復旧復興というにはまだかなり時間を要するものだというのを強く感じたところです。その中で特に印象深かったことについて何点か申し上げたいというふうに思っています。

まず、震災が破壊していった物を現在の状態にまで立て直すのに本当に多くの方が努力を払われた、そのことにまず改めて敬意を表したいというふうに思いますし、特に現場でも、校長さん、そして教育委員会の方々も口々に、教職員の方々が自分の家庭も顧みないほどに努力をしてくれた、心から感謝している、そうした旨の発言をお聞きしたときに、我が事のようにうれしくなった次第でございます。今、様々学校批判がされている中で、長岡、小千谷の教職員はもちろんのこと、全国のほとんどの教職員は多忙極まる中、身も心も削るような思いで日々の教育活動に取り組まれている、このことを本委員会からの出席者皆さんが共有できたのではないかとというふうに思っているところであります。

二つ目は、先ほど荻原委員の方からも質問があって全く同じような質問になるんですが、少し視点が違いますので、再度確認の意味で質問をさせていただきたいと思いますが、新年度、今年度も復興支援加配の教員が昨年度比マイナス五十五名という形で配置されることになったわけでありまして。学校現場や各市教委の要望と県教委との見解に大きな隔たりがあるということに参加された委員の皆さんは目の当たりにされたところで、亀井委員長自らも、思わず、そこのところはどうなっているのかねと、参加された文科省の方に尋ねられる場面もあったわけでありまして。

そこで、お尋ねをいたします。

県教委からの要望について一〇〇%おこたえをいただいた文科省の、そのことはよく分かっているわけでありまして、先ほども今後の話もされていましてけれども、学校現場や市教委からの要望を受け入れて県教委がそれにこたえようとするとき、年度の途中であっても文科省は復興支援加配教員増員の可能性を追求すべきではないかというふうに考えているところですが、お答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人（錢谷眞美君） 新潟県中越地震に関します教育復興担当教員の加配措置につきましても、平成十七年度、県の要望どおり九十二人の措置を行ったところでございます。

今、先生からお話がありましたように、先般の実情調査におきまして学校現場や市教委から加配措置の増員についての要望があったわけでございますけれども、一義的には県教委が市教委と意思疎通を十分図りつつ、現場の声をしっかりと受け止めた上で教員の配置をするということが望ましいと考えております。

今後、十七年度分の加配措置の増員につきましても、新潟県教育委員会から相談があった場合には、文部科学省としては十分に実情等を聞いた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 大変有り難い答弁ではないかというふうに思いますし、実際に県教委からの今の様子、それから市教委からの様子をお聞きしてありますと、それぞれの立場から聞くと、なるほどなとうなずけるところがあるわけでありまして、しかし、やはり事は現場で起こっているわけでありまして、文科大臣が日ごろから口にされている現場主義というふうなことに照らし合わせれば、是非そうしたことの可能性を追求していただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

さて、復旧の遅れからということで、住民の皆さんの、どこに怒りのやり場を持っていけばよいのかという非常にお顔が厳しいのが大変印象的でありました。いつになったら自分の町に帰れるのか、自分の家の整理はいつできるのかというようなこと、そうしたこと

に大変焦りと憤り、そうしたものを強く感じ、むしろ私たちがその場に居合わせたときに、これは私だけかもしれないけれども、ここで文科省が来てくれておれたちのために何してくれるんだというような、そんな感さえちょっと否めないような、そういう鬼気迫ったそういったものを感じたわけでありまして、一刻も早い復興を成し遂げていかなければならないという決意を新たにしたところでございます。

そこで、具体的に耐震化等々について御質問をしたいと思いますのですが、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など、近年大規模な地震が日本全国で発生しており、子供たちや地域住民にとって大きな不安となっています。特に今回の新潟や福岡は、耐震診断実施率や耐震化率が全国的に見ても低くなっているという状況になっています。このように耐震化にかかわる取組について地域間でばらつきが見られるわけですが、その現状についてお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人（大島寛君） お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、耐震化の取組につきましては、全国、地域的に大きなばらつきが見られる状況でございます。具体的に申し上げますと、平成十六年四月に文部科学省が実施した調査によりますと、まず、今御指摘の福岡県あるいは新潟県、これなどは耐震化率が約四〇％前後ということで、これは全国平均の四九・一％より低い値ということで耐震化が十分には進められているとは言えない状況でございます。

他方、比較的進んでいるところ、これもございまして、これらは、例えば地震防災対策強化地域に指定されております東海地域、こういったところだと、静岡、神奈川、山梨と、こういったところは進んでいるわけです。また、大都市圏であります東京、神奈川、これらについても取組が積極的に進められているという状況がございます。また、近い将来地震発生の可能性が高いとされている宮城県、これらも積極的な取組が行われている状況でございますが、こういったところでは耐震化率が約八〇あるいは六〇といった数字まで上がっているところでございます。

ただ、地域間、御指摘のとおり、一方で四〇あるいは三〇といった地域も見られるところで、これらの大きな地域間格差については、何らかの形で積極的に国としてもこれらを進めていく必要があるだろうと認識しているところでございます。

○那谷屋正義君 今お聞きをしていますと、過去に大きな地震、震災があったところ、あるいは今後間もなく地震が起きるであろうそんなようなことが予測されている、そんなところではかなり進んでいるけれども、一方で、全く今までそういう地震がなかったところではやはりそうでないところもあるということだけでなく、実はやはり、ここでは地方の財政状況がいろいろ左右するのではないかというふうに思うわけでありまして。

耐震化の状況にそうしたばらつきが出てくるのではないかというふうに思うわけでありまして、この地域間の財政力格差がそのまま学校の安全性の格差になる危険があるというふうに考えられるわけでありましてけれども、こうしたことを踏まえると、国が安定的な財政面で支援を行い、公立学校施設の耐震化のために必要な施策を推進すべきではないかというふうに考えているところでございますが、これについて文科大臣の決意をお聞かせください。

○国務大臣（中山成彬君） 学校施設、御指摘のように、児童生徒にとりましてもこれ一日の生活の大半を過ごす場でありまして、また避難場所でもあります。そういう意味でこの耐震化というのは非常に重要なことであるということで、厳しい財政事情の中でも耐震化予算の確保には最大限努めてきたところでございます。

また、去る三月の有識者会議の報告書におきましても、今御指摘がありましたように、地域間の財政力の格差がそのまま学校の安全性の格差につながるように、国が必要な財源を安定的に保障し、適切に学校施設の安全性の確保を図っていく必要がある旨の御提言をいただいたところでございまして、この文教施設整備費につきましては、平成十七年の秋までに結論を出します中教審の審議結果を踏まえて決定されることになっているわけですが、文部科学省としては、国としての責務を果たすべく、喫緊の課題でありますこの公立学校施設の耐震化の推進については引き続き最大限の努力をしまいたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 今の耐震化の話もそうでありますし、それから先ほどの加配の話もそうでありますが、現場、一番事が起きている現場が要求をしても、そこで県の中で、県財政が非常に厳しいからやはりそこは加配が付けられないんだというような、そういう状況が今後今の三位一体改革の流れの中では出てくるおそれもあるということの中で、是非ここは文科省に頑張っていたきたい、そういうところでございます。

次に、同じような観点から、今度は、財務省の方に今日来ていただいておりまして、お聞きをしたいと思います。

改めて文科省関係、二〇〇五年度予算を見ると、科学技術振興費は大幅に伸びている一方、義務教育費国庫負担金や文教施設費などが削減されて、全体としては他の経費と同様、減少傾向にあります。特に、削減されている文教施設費を見てみると、危険建物改築、そして地震補強、大規模改造といった予算の合計は、〇四年度に比べて百三十億円以上も削減されています。その中の地震補強予算だけを取り出してみても、〇四年度の二百三十億円から二百六億円へと、二十四億円近く削減されています。

例えば、公共事業には道路整備など様々なものが存在するところでもありますけれども、要は、現時点において子供たちの生命にかかわる経費と優先度はどちらにあるかということになるのではないかというふうに思うところでもあります。現在の〇五年度予算を使って早急に耐震補強を行い、予算の不足分は補正予算を編成してでも子供たちの安心と安全を守るべきではないかと考えるところでもあります。仮に、補正財源が問題となるようであれば、他の公共事業費の一部を充てることも視野に入れて考えるべきであります。国策、国の策としての位置付けの下、期限を限って学校施設の耐震補強等を速やかに完了する。それぐらいの英断を持って当たるべき重大な課題ではないかというふうに思うわけですが、財務省に見解をお聞きいたします。

○政府参考人（松元崇君） 学校施設等の耐震補強についての御質問でございます。

学校の校舎等は大規模地震の発生時における児童生徒の安全確保はもとより、被災した地域住民の応急避難場所として活用されるなど、国民の生命、財産を守るためにも重要な役割を果たしてきていると考えております。

こうした観点から、近年、公共投資関係費予算全体につきましては厳しい総額抑制を図る中で、御指摘の小中学校の耐震化関連経費につきましては極力予算の重点配分に努めているところでございまして、平成十七年度予算におきましても、全体といたしましては対前年度増額十八億円となる予算を確保いたしておるところでございます。

今後とも、学校施設の耐震化を推進する観点から、関係省庁ともよく御相談しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 是非速やかな耐震化が進むように、速やかに耐震化が進むようお願いしたいというふうに思いますが、公立学校施設整備費については三位一体の改革において地方六団体から税源移譲対象に挙げられています。ただし、いわゆるひも付き補助金等に関してすべてが役割を終えたというような乱暴な議論は承服できないわけでありまして。各自治体間の財政力格差にかんがみても、未来を背負う子供たちの命に直結する公立学校施設の耐震化等経費については、補充強化を志向しつつ、これまでと同様、国が責任を持って財政支援を行うべきことは必要不可欠ではないかというふうに考えているところであります。

国の財政を預かる財務省にこのことについて再度見解をお聞きします。

○政府参考人（松元崇君） 三位一体の改革におきます公立文教施設整備事業の取扱いといった点についての御質問でございますが、三位一体の改革に関します昨年末の政府・与党合意、その別紙一におきましては、生活保護費負担金の改革などと並びまして、公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱いにつきましても検討課題ということにされているところでございます。

財務省といたしましては、こうした施設費を含め、建設国債を財源といたします公共投資関係の補助金につきましては、これを税源移譲対象とすることにつきましては、まず第一に、公共投資は引き続き全体としてスリム化が求められている分野であること、第二に

、建設国債を財源としておりまして移譲すべき財源がないこと、第三に、公共投資は形成される資産からの便益が長期にわたるため将来世代も含めた費用負担とすることが適切との考え方の下に、公債発行を原則として禁止しております財政法の特例を設けまして建設国債の発行を許容すると、こういった取扱いがなされております。また、地方においてもこうした事業については建設地方債の起債により財源調達している。こういったことを考えますと、財源移譲とすることは不相当と考えております。

今後の検討に当たりましては、小中学校の施設整備に係る国と地方の役割分担の在り方など、政策的な観点からも議論を詰めていただく必要があると考えておりますが、施設費の税源移譲につきましては、ただいま申し上げましたような論点につきまして、国庫を所管する財務省として必要な主張を行ってまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 検討課題というふうなことでありますので、是非そういう意味では改めて文科省の方にその部分頑張ってください、大切なことであるということをお願いしていただけたらというふうに思っているところでございます。

先月公表されました文部科学省の有識者会議の報告書において、公立学校施設の耐震化をより効率的に推進する観点を踏まえ、建て替え方式から工事費が安価で工期の短い改修方式へ転換すべきとの提言がなされました。しかし、この改修方式には特別な地方財政措置は行われていません。費用対効果、コストパフォーマンスの点からも早急な改善が要請されているゆえんでもあります。公立学校施設整備費の取扱いについては中教審の議論に期待を寄せる次第ですが、本委員会における議論においても、地方財政措置の在り方は一層重要性を帯びざるを得ない課題だと考えるところであります。

子供たちが安心して学ぶことができる環境をつくることこそ国の責務です。地方における耐震化の取組を積極的に支援するため、国が前面に出た財政面における優先的かつ安定的な支援制度を構築することを強く要望したいというふうに存じます。

財務省の方、ありがとうございました。

○委員長（亀井郁夫君） ありがとうございました。

○那谷屋正義君 次に、歴史教科書等、これも先ほど荻原委員の方から質問が何点かあったようではありますが、私の方もこれにかかわって質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど橋本委員の方からゴルフの話があつて、このゴルフの話は前回のこの委員会で大臣が自らお話をされた話だったというふうに思いますが、自らの、私事で恐縮ですがけれども、私は高校野球で一応主戦投手を務めました。まあ主戦投手といっても、部員数が少ないのでそこしかやれなかったというのも実情でありますけれども。まあそれはともかくとして、それでも直球勝負に青春を燃やしてきたわけでありまして。大臣は、ゴルフのボールの行き先は右や左に曲がりがちだということに例えて文科行政が直面する難しさを吐露される場面もございました。教育財政にかかわる同憂の士としては同情を禁じ得ないところでございます。

ただし、事、教科書問題については単刀直入の質問に徹したいというふうに思います。ど真ん中に投げ込みますので、しっかりと打ち返していただきたい、このようにまず御要望申し上げたいと、申し上げたいと思います。私は大臣の様々なひたむきさ、かつ実直なお人柄を敬する一人でありますから、是非この期待を裏切らず、言い訳とは無縁の端的な答弁をお願いいたします。

過日、衆議院の文部科学委員会において我が党の同僚議員から、教科書検定、採択制度にかかわる問題について二つの視点からルール違反があつたのではないかという質問が行われました。一つは、採択対象となる教科書の監修者等が教育委員の立場で教科書採択に関与することの違法性についてでありました。二つ目は、扶桑社の中学校歴史・公民教科書の申請図書、いわゆる白表紙本にかかわる流出問題の経緯及び文科省の対応についてでありました。静ひつな環境の中で公正に検定が行われ、採択に当たっては、文科省初等中等教育局長から各都道府県教育委員長に出された通知にも触れられているとおり、適正かつ公正な採択の確保の徹底が求められているところであります。

しかし、さきに述べました二つ目の視点につきましては、まだ幾つか不可解な点が残っ

ているところであります。流出問題の所在が明らかになった経緯、文科省が把握している当該流出申請図書の数を含めて七十冊というふうに聞いているけれども、その真偽について。申請図書の流出先、つまり配付対象者は、採択に直接関与する教育委員会関係者がその対象者の中にいるのかいないのか。文科省は扶桑社に対して計三回の指導を行ったとなっておりますが、先ほどからのスポーツのサッカーに例えるならば、とっくに退場であります。こうした事態に対する文科省の対応等についてであります。

しかし、時間の関係もありますので、その一つ一つを聞くことはここでは控えたいというふうに思いますが、教科書検定、採択制度の信頼回復に努めたいとの大臣の覚悟に間違いがないとすれば、今後の制度のありように向けた不退転の決意をお聞かせください。

○国務大臣（中山成彬君） この検定中の申請図書が外部に漏れることのないようにということは、教科用図書検定規則実施細則に基づきまして申請者に対して適切な管理を指導してきているところでございます。このような取扱いを求めておりますのは、この申請図書が検定の決定前に流出した場合、その内容について様々な意見が出されて、静ひつな環境の下で円滑な審査を行うことに支障が出る、そういったことを避けるためでございます。そういう意味で、今回の教科書検定におきまして検定の決定前に扶桑社の申請図書が流出したということは、これは誠に遺憾であると、このように考えておきまして、今後再びこういうことが起こらないように、申請者に対して申請図書の管理についてより一層厳しく指導を行ってまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 是非そのようにお願いをしたいというふうに思いますし、実はこれから今度は夏までの間に今度は教科書採択が行われるというふうに聞いています。この今申し上げました検定過程に起こったようなルール違反等、こうしたものが見られるということについては、正に公平公正さを崩壊させるというか、空洞化してしまう、そういう状況になるわけで、絶対にあってはならないことだというふうに思います。

今後、採択までの詳しいスケジュールといいますか予定と、それに向けた文科省の決意をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（錢谷眞美君） まず、今年度の中学校の教科書採択のスケジュールについて御説明を申し上げます。

四月下旬から五月上旬にかけて、各教科書発行者から各都道府県教育委員会などいわゆる見本本が送付をされます。五月から六月にかけて都道府県教育委員会において見本本について調査研究が行われ、また都道府県の教科用図書の選定審議会が開催をされまして、都道府県内における採択基準や選定資料が作成をされて市町村の教育委員会等に送付をされるということになります。

一方、この時期に並行いたしまして、まあ大体六月から七月ごろでございますけれども、各採択地区において教科書についての調査研究が行われるということになります。で、七月から八月にかけて市町村教育委員会等におきまして採択の決定が行われるということになります。最終的には八月の三十一日までに採択を行うことが法令上規定をされております。今年の採択はこういったスケジュールで進むことになろうかと思っております。

次に、適正かつ公正な教科書採択の実施についてでございますけれども、文部科学省では毎年、初等中等教育局長名で通知を發出をいたしてございます。本年度におきましても、去る四月十二日付けで局長通知を發出をしたところでございます。

通知は大きく二つございまして、一つは、各都道府県教育委員会に対しまして、静ひつな採択環境の確保など、採択の公正確保を図るよう指導するものでございます。また、もう一つの通知は、各発行者に対しまして、教科書採択のための宣伝行為が過当なものとならないように指導する通知でございます。

これらの通知の趣旨につきましては、今後各種会議の場におきまして説明を行い、関係者への周知徹底を図ることといたしております。

今後とも、採択権者でございます各教育委員会などの権限と責任におきまして、適正かつ公正に教科書の採択が行われることが重要であると考えておきまして、必要な指導を行ってまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 是非、今言われた公正さ、そして適正さをきちっと担保された採択が行われる。教科書は、教科書で教える、教科書を教えるといろいろありますけれども、やはり子供たちが学習をする一つの大事な基本的な資料になるわけでありますから、そういったものがルール違反の中で来たということになると、これはやはりちょっと示しが付かぬものも出てくるだろうと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、歴史教科書関連についてお尋ねをしたいと思いますが、前回の検定のときには、二〇〇一年になるかと思いますが、国内外で大きな議論を呼んだ歴史教科書問題であります、今回は領土問題も今お話ありましたように絡んで、中国、韓国において一層深刻な波紋を広げることになったという、こうしたてんまつは残念の一言に尽きるわけでありませぬ。

このように極めてセンシティブな問題であるからこそ、お互いの共通理解を深めるといふ揺るぎない立場からの誠意ある対応等が求められていると考えます。もちろん毅然たる態度も必要かと思いますが、やはりそこにはお互いの誠意ある対応というものを求めている、このことが大事ではないかというふうに思うわけでありませぬ。

したがって、余りこの部分については片言隻語にこだわるつもりは毛頭ないし、原則として改めて問うこともいたしません。その心は、そうしたいろいろなことをやり取りするのではなくて、より良き合意形成を見たいというからにはほかならないからであります。

ここは歴史教育、なかんずく歴史教科書の真っ当な在り方について大臣ときっちり向き合った議論を行いたいというふうに思っているところであります。

さて、大臣は、三月の本委員会における我が党の神本美恵子議員の質問に対して、教育行政に携わる者として、日本の子供たちが、自分の国の歴史、民族に自信と誇りを持って歩んでもらいたい、しっかりと歴史認識も持ってもらうためにも、光と影の部分があると、この辺をしっかりと教えることが大事であると、このように言われたわけでありませぬ。

確かに、史実に基づいて子供たちに指導していく中で、その中には光になる部分もあれば、影になる部分というふうにも思うわけでありませぬが、この部分の光という部分について、例えばどんどころに光というふうなものを感じられておられるのか、例を聞かせていただければというふうに思いますが。

○国務大臣（中山成彬君） 歴史認識についてしっかりと向き合いたいと、こういう話でございますが、学校におきます歴史教育というのは、児童生徒が我が国の歴史に対する理解と愛情を深めるとともに、国際協調の精神を養い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家の形成者として必要な資質を身に付ける、こういうことを目指して行われるものであると、このように考えております。

歴史教科書というのは、このようなことを目指した学習指導要領に基づいたものである必要があるわけございまして、具体的にどのような歴史的な事象を取り上げ、それをどのように記述するかは、御承知のように民間の執筆者に任せられていると、これが原則でございます。

我が国の長い歴史の中で光と影の部分がある、どこを光と考えるかと、こういうふうな御指摘でございますが、私は、多くの先人たちの努力によって我が国は発展してきたと、このように思うわけございませぬ。

例えば、明治維新以降につきましても、私は、明治維新にさかのぼるあのペリーの来航以来、日本に降り掛かってきた国難というのは大変なものがあったらと思ひますし、そのときそのときの為政者の苦勞というのを考えるわけございませぬけれども、正に複雑な国際情勢、帝国主義とかあるいは植民地主義の中で日本が独立を保ちながら近代国家を形成することができた、こういったことは正に我が国の先人の努力でございまして、このことはしっかりと私どもとしても学んで、これを後世に伝えていくということが大事ではないかと、このように私は考えております。

ただ一方、そういう過程の中で我が国と近隣諸国の間で不幸な一時期があったと、やり過ぎたという面があった、このことは内閣総理大臣の談話にもあるとおりでございまして、そのことによってアジア諸国の人々に多大な損害と苦痛を与えたと、このことは私は謙虚に受け止めて、痛切に反省すべきであると、このように考えております。

○那谷屋正義君 私も全くその部分、同感でございまして、やはり先人の方々のすばらしい努力というものについても、そこのところを子供たちと何らかの感動を共有できたらというふうにも思いますし、また反省しなければいけないところはしっかりと反省をし、今後そうしたことが起こらぬようにというふうなことも大事な学習態度ではないかというふうにも思うわけであります。

さて、政府見解の意義も鋭く問うことになるいわゆる従軍慰安婦問題について、大臣の姿勢を伺いたいというふうに思います。釈迦に説法となることをお許しいただくこととして、自民党が関与された従軍慰安婦問題にかかわる政府・与党の主な取組の経緯を確認していきたいと思っております。

まず、一九九三年八月に政府は第二次調査結果を取りまとめるとともに、当時の河野内閣官房長官が談話を発表されました。その中で、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」と、初めて政府としての謝罪の念を鮮明にされました。

翌九四年の八月に、当時村山内閣でありましたけれども、総理大臣の談話として、従軍慰安婦問題にかかわる心からの反省とおわびの気持ちを村山総理自らが改めて表明するとともに、幅広い国民参加の道を探求する決意も打ち出されました。これについては、せんだって、つい先日、中国に行かれた町村外務大臣も同じようなことを言われていましたけれども、これを受けて自社さ三党は従軍慰安婦問題等小委員会を設置し、同年十二月に報告を取りまとめました。

その内容は、従軍慰安婦問題について、我が国としては道義的立場からその責任を果たさなければならないとし、具体化のあかしとして九五年七月のアジア女性基金発足に至ったと承知するところであります。

一連の従軍慰安婦の定義も含め、この営々たる努力の積み重ねについて真摯に向き合う決意があるかどうか試されているところではないかというふうに思うわけでありますが、確たる答弁をお願いいたします。

○国務大臣（中山成彬君） 今、過去の慰安婦問題についてのお話がありましたが、そういうことをずっと思い出しておりました。

正に、慰安婦として幾多の苦痛を経験され、心身にわたっていやし難い傷を負われたすべてのの方々に対して、心からおわびと反省の気持ちは表明してきたところでございます。

政府の一員である私といたしましても、道義的な責任は痛感しながら、おわびと反省の気持ちを踏まえて、過去の歴史は歴史としてしっかり直視しながら正しくこれを後世に伝えるとともに、関係諸国等との相互理解の一層の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 前回の検定時、教科書の検定時と重なる○一年三月の本院予算委員会において、さらに森総理、当時森内閣でしたけれども、森総理は、政府の考え方は一九九五年八月の村山内閣総理大臣談話を基本として、我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略により多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、これらに対する深い反省とおわびの気持ちに立って世界の平和と繁栄に向かって力を尽くしていくというもの。政府としてはこの考え方に立って教科書があるべきものであろうとの歴史教育の理念にもかない、かつ普遍性を有する立派な答弁がされているわけであります。

ともあれ、この村山談話がさきに触れた九四年談話と一対のものであることは、自社さ三党の戦後五十年問題プロジェクトにおける取組の成果からしても疑問の余地はありません。九四年、九五年の村山総理大臣談話及び森総理答弁を尊重する覚悟がとおりでしょうか、決意をお聞かせください。

○国務大臣（中山成彬君） 政府の考え方というのは、一九九五年八月十五日の村山内閣

総理大臣談話を基本としておりまして、我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた事実は、これは謙虚に受け止めて、これらに対する深い反省とおわびの気持ちを持って世界の平和と繁栄に向かって力を尽くしていくというものであるというふうに私は考えておりまして、政府の一員としての私も、このような考え方を踏まえまして関係諸国との信頼関係の一層強化に努めますとともに、責任ある国際社会の一員として国際協調を推進し、それを通じて世界の平和、そして民主主義の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 見解ありがとうございます。

一方で、今回の教科書検定の中でも、その従軍という表記が取られたにもかかわらず、慰安婦に関する記載が全く見られないこの検定教科書の内容というもの、村山談話履行の専念義務を負う内閣の一員として、いわんや教科用図書検定調査審議会を所管する大臣の立場からもこのことが妥当と言えるのかどうか、確たる答弁をお願いいたします。

○国務大臣（中山成彬君） 私は、内閣の一員として、慰安婦として心身にわたって、心身にわたっていやし難い傷を負われたすべての方々に対しておわびと反省の気持ちを持っている、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、もう既に委員も御承知のように、日本の歴史教科書というのは、学習指導要領の範囲内で具体的にどのような歴史的事象を取り上げてそれをどのように記述するかというのは、これは民間の執筆者にゆだねられているわけでございます。慰安婦につきましても同様でございます、中学生という発達段階を考慮しながら、どのような事象をどのように取り上げるかということは、これは執筆者側にゆだねられているところでございます。

今回これらの記述が教科書から減っておりますが、これは昨年四月の各教科書の発行者からの申請図書の段階において既にこのような記述がなかったことによるものでございまして、検定によって記述が減ったというものではございません。

なお、申し上げますが、学習指導要領におきましては大戦が人類全体に悲惨な惨禍を及ぼしたことを理解させることとされておきまして、教科書におきましても、さきの大戦の及ぼした惨禍についても記述されているところでございます。

○那谷屋正義君 確かに、慰安婦あるいは従軍慰安婦という、そういう言葉が、小学校、中学校、特に中学校というふうなことの発達段階に照らし合わせてみたらどうなのかということについては、そういう説というか、そういう話もあるのは私も承知しているところであります。しかし、言葉が、そういう言葉を使うか使わないかということとはともかくとして、実は、両国民、特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要とうたった一九九九年の日韓共同宣言の精神に立ち返るならば、その今の言った、その従軍慰安婦ですとか、あるいは強制連行という語句にとらわれなくても、その被害の実態と反省及び謝罪の気持ちが相手側に通じる内容とすることが大切ではないかというふうに思うわけであります。

客観性、そして合理性を両輪とした歴史における検証作業を継続する。加害国が担わねばならない責務であるというふうに考えているところであります。また、これこそが大臣の言われる自国の歴史に誇りを持つための大いなる一歩につながると確信するところでございますが、これについて見解をお願いいたします。

○国務大臣（中山成彬君） これは、物の見方というのは、こっちから見たら光、あっちから見たら影になるわけでございますから、日本と韓国の関係におきまして、歴史認識の問題につきましても共通点を見いだす、この努力はしなければならぬわけでございます、相違点は相違点として正確に把握することを通じまして、お互いに理解、そして認識を深めることが重要であると、このように考えております。

○那谷屋正義君 同じような質問を何度も繰り返しながらも、大臣のそうしたお答えが非常に確かなものであるということを確認する中で、安心しておるところであるわけであり

ますが、実は、これからますます国際社会の中の一員として我が国が歩いていく際に、他国と切り離された歴史観などは存在しないことは明らかではないかというふうに思うわけであります。平時、戦時を問わず、各民族、各国民は、世界に共生し同じ時間を共有するものであります。その事実を把握し、お互いがお互いの、お互いの運命とどうかかわり合っているのかを探る、それが歴史を学ぶ根本的な目標となるべきです。

ならば、真理に一番近い答えは、歴史というものは決して各国別個のものではなく、世界じゅうすべての人々に共有されるものだということになるのではないかと思うわけであります。当然それは、過去の失敗を省みて未来を築くための糧にする、過去の克服こそが未来の創造につながるという、歴史をなぜ学ぶのかという姿勢とも相通じるところがあるわけでございます。

教科書検定基準にある、近隣諸国条項の追加、これ八二年に行われましたけれども、現象的には当時の対中関係等が起因となったことは事実として押さえなくてはなりません。ただし、歴史教育のあるべき姿からするならば、遅きに失したと猛省することこそが、国としての品格を満たす身の処し方となるというふうに考えているところであります。

ここからも、近隣諸国条項の規定や従軍慰安婦、強制連行にかかわる記述が、いわゆるマルクス主義等に基づく自虐史観などという、そういう論理が国際社会において成り立つ余地はないというふうに断ぜざるを得ないわけでありますけれども、この点について大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣（中山成彬君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、学校教育におきましては、国民としての自覚を深めるとともに国際理解と国際協調の精神を培うことが重要であると、このように考えておきまして、中学校の学習指導要領の社会科、歴史的分野の目標におきましては、我が国における歴史に対する愛情を深めて、そして国民としての自覚を深めるとともに国際協調の精神を養うこととされているわけでございます。

教科書検定におきましては、昭和五十七年に、特に我が国と近隣アジア諸国との相互理解、相互協調を一層推進する上で、教科書の記述がより適切なものになりますように、近隣アジア諸国との国際理解と国際協調の見地に配慮する旨の新たな検定基準を設けたところでございます。

文部科学省といたしましては、このような学習指導要領や検定基準に基づきまして、適切に教科書の検定を行ってきているところでございます。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

さきの大戦当時、強制連行あるいは従軍慰安婦という用語はなかった。だから教科書に載せなくてもよいとの立場は、歴史教育の何たるかについての無理解をあらわにするものではないかというふうに思うわけであります。

想起していただけたらと思いますが、批判精神を抹殺した上で皇国史観を刷り込ませた戦前の歴史教育の在り方というものが我が国を侵略戦争に駆り立てたということ。科学的検証を得てその事実、実態に適合する定義を成す、歴史教育の道理ではないでしょうか。この帰結に思いが至らないことは正に歴史への冒涇と言えます。

歴史教育における思考停止は未来に対する責任放棄であり罪である、罪ですらある。このことをお訴えをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。